CORONA

コロナ半密閉式石油ストーブ

取扱説明書

正しく使って上手に節約

SV-100BDⒶ

もくじ

■取扱編

■工事編

このたびは、コロナ石油ストーブ(SV形)をお買いあげいただき、ありがとうございました。
ご使用になる前に、必ずこの取扱説明書をよく読んで、ストーブをご家族全員で正しく使用してください。
なお、お読みになったあとも取扱説明書は、保証書と共に必ず保管してください。

株式会社コロナ

1.特に注意していただきたいこと、安全のために必ずお守りください

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。　その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。

この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

絵表示の例

⚠記号は注意を促す内容があることを告げるものです。
図の中に具体的な注意内容(左図の場合は一般的な注意)が描かれています。

⃠記号は禁止の行為であることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な禁止内容(左図の場合はガソリン禁止)が描かれています。

●記号は行為を強制したり指示する内容を告げるものです。
図の中に具体的な指示内容(左図の場合は電源プラグをコンセントから抜いてください)が描かれています。

⚠警告

●ガソリン厳禁

ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。
火災の原因になります。

●外れ危険

煙突が正しく接続されているか点検してください。
外れていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●煙突の閉そく危険

煙突がつまったり、ふさがれていないことを確認してください。閉そくしていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●衣類の乾燥厳禁

衣類などの乾燥には使用しないでください。
衣類が落下して火がつき、火災の原因になります。

●換気扇使用注意

ストーブを使用している室内で換気扇を使用しないでください。立消えして爆発燃焼するおそれがあります。

●スプレー缶厳禁

スプレー缶をストーブの上や前に放置しないでください。
熱でスプレー缶の圧力が上がり、爆発し、危険です。

⚠ 注意

●カーテン、可燃物近接禁止

カーテンや燃えやすいもののそばなどでは使用しないでください。
火災が発生するおそれがあります。

●給油時消火

給油は、必ず消火してから行ってください。
火災のおそれがあります。

●異常時使用禁止

万一異常を感じたときは使用しないでください。
異常燃焼のおそれがあります。

●高温部に注意

燃焼中や消火直後は、高温部、煙突、枠上部に手などふれないように注意してください。
やけどのおそれがあります。

⚠ 注意

●やかんのせ禁止

やかんなどをのせないでください。
振動や接触によってやかんの熱湯がこぼれ、やけどのおそれがあります。

●分解修理の禁止

故障、破損したら、使用しないでください。
不完全な修理や改造は、危険です。

●腰をかけたり、物をのせないで

腰をかけたり、やかんや花びんなどの物をのせないでください。
やけどしたり、ストーブが変形することがあります。
また、水が内部に入ると、感電、火災、故障の原因になります。

●電源プラグ、コード

- 電源プラグの抜き差しは、必ずプラグを持って行ってください。
  コードを引っぱって抜くと、芯線の断線により、感電やショートによる発熱・発火の原因になります。

- 電源プラグやコードを傷つけたり、破損したり、加工しないでください。また、重いものをのせたり、加熱したり、引っぱったりすると電源コードが破損し、火災、感電の原因になります。

- ご使用にならないときやシーズンオフ時は、安全のため電源プラグをコンセントから抜いてください。
  ほこりなどの付着による絶縁劣化により、漏電や発熱・発火の原因になります。ときどき電源プラグの点検・清掃をしてください。

- 電源プラグやコードが傷んだり、コンセントの差し込みがゆるいときは、使用しないでください。
  感電や発熱・発火の原因になります。

1. 特に注意していただきたいこと、安全のために必ずお守りください

●据付け上の注意（ストーブ・別置タンク）

据付けは、お買いあげの販売店に依頼してください。
据付けについては、火災予防条例、石油燃焼機器の設置基準による規制がありますので、これに従って据付けてください。
煙突の固定は、固定金具や支え金具などで、確実に固定してください。ゴム製送油管は、室外で使用しないでください。

●保管時の注意

長時間使用しないとき又は保管するときは、必ずプラグをコンセントから抜いてください。
特にストーブの上に物を置いたりカバーなどを被せて保管する場合は、誤って運転スイッチを押すと火災の原因になることがありますので危険です。

2. 使用する場所

ストーブを安全に使用するためには、場所の選定が大切です。

安全に使用するために

●マントルピースなどには据え付けないでください。

●標高が1000mを越える高地では使用しないでください。
（空気の濃度が薄いため、燃焼に必要な空気が不足します。）

効果的に使用するために

●部屋の保温を工夫し、部屋の温度の調節を心がけましょう。

●ストーブの周辺に障害物があると部屋の温度にむらができるばかりでなくストーブ本体の温度が上昇して危険ですので、使用場所には十分注意して効果的に使用してください。

3.各部の名称

外観図

正　面

背　面

構造図

4.使用前の準備

燃　料

⚠警告 燃料は必ず灯油（JIS 1号灯油）を使用してください。

ガソリンなど揮発性の高い油は、火災の原因になりますので絶対に使用しないでください。

- 変質灯油、汚れた油、水の混じっている灯油などは絶対に使用しないでください。
- 灯油は必ず火気、雨水、ごみ、高温及び直射日光を避けた場所に保管してください。

給　油

給油の際の手順と注意

- 送油バルブを閉じて給油口ふたをはずし市販の給油器具で灯油を給油してください。
  油量計の針が「満」をさしたら給油をやめてください。
  給油が終わりましたら、給油口にあるろ網を取り出して水やごみを捨ててください。
- ろ網を取り付けて、給油口ふたを必ずもとどおりに締めてください。
- 給油の際に、水、ごみなどを入れないよう特に注意してください。

給油口ふたは、確実に締めてください。

こぼれた灯油は、よくふきとってください。

燃料切れの注意と空気抜きの方法

油タンクを空にしないように注意してください。

油タンクを一旦空にしますと、送油経路内に空気がたまり、正常に送油ができなくなることがあります。このような場合には次の順序で空気抜きをしてください。

1. 油タンクに給油します。
2. ストーブのゴム管口から、ゴム製送油管をはずします。
3. ゴム製送油管から油が連続して流れ出ることを確かめてからゴム製送油管をもとどおりにストーブに取り付けます。（油がこぼれないように容器を用意してください。）

点火前の準備と確認

■安全装置のセット

1.対震自動消火装置のセット
対震自動消火装置セットレバーをもどらないところまで押し下げてください。
（セットしなければ使用できません。）

●対震自動消火装置セットレバーのセットは、静かに押し下げてください。
●ストーブは傾斜している場所や、グラグラする場所では使用しないでください。
（消火装置が誤作動する原因になります。）
●ふだんは、対震自動消火装置による消火（ストーブに強い衝撃をあたえて消火すること）を、絶対にしないでください。
●作動後はもとどおりにセットしてください。

2.油量調節器のセット
油量調節器リセットレバーを「カチン」と音がするまで下に押します。

●ストーブの油量調節ダイヤルは必ず「消火」にしておいてください。
●油量調節器リセットレバーは、静かに押してください。又、油タンクの送油バルブを開いた状態でリセットレバーを長く押していますと、油量調節器より油があふれ出ることがありますので注意してください。

■送油経路の油もれ確認

●油タンクや送油管の接合部などから油もれがないかどうか確認してください。

■電源の接続

●電源プラグをコンセントに刃の根元まで確実に差し込んでください。

⚠注意 電源プラグ・コードの発熱・発火を防ぐために…

- ●電源は、必ず適正配線された単相100Vのコンセントを使用してください。
- ●電源コードは、途中で接続したり延長コードの使用・他の電気器具とのタコ足配線をしないでください。

■ストーブ周囲の確認

⚠注意 ストーブの上や周囲に燃えやすいものを置かないでください。

●天板ガードは地震などにより、ストーブに可燃物が落下したときなどに火災になるのを防止するためのものです。やむをえず取りはずした場合は、必ずもとの状態に取り付けて使用してください。

■煙突の確認

⚠警告 煙突は正しく設置され、煙突のはずれや煙突内部のつまり、トップ先端のふさがれなどがないことを確認してください。運転中に排ガスが室内に漏れて危険です。

5.使用方法

点　火

1.油タンクの送油バルブを開いてください。

2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせます。

3.運転スイッチ「入」を押してください。ヒータランプが点灯してヒータが赤熱し、しばらくすると着火します。

火力調節

ヒータランプ消灯(点火後10分位)後、油量調節ダイヤルを目盛「微少」から「大」の間で、ご希望の火力に合わせてください。

炎の状態

ストーブの据え付けやドラフトの関係で、炎は多少変化します。

消　火

1.油量調節器リセットレバーを〝カチン〟と音がするまで持ち上げ…

2.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。
火が消えたことを確かめ、ポットバーナが冷却してから運転スイッチ「切」を押してください。
油タンクの送油バルブを閉じてください。

- ●消火後は必ず運転スイッチを切ってください。
  「入」のままにしておきますとしばらくしてヒータランプが点灯し、点火ヒータが赤熱したままとなります。
- ●外出のときは、必ず消火してください。
- ●2日以上家をあけるなど、長時間使用しない場合は念のため電源プラグをコンセントから抜いておいてください。

消火後、再点火するときの注意

油量調節ダイヤルで消火した直後の再点火

●消火直後の再点火は、15分位待って、ポットバーナが冷却し、ヒータランプが点灯したら油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせてください。
消火後すぐ灯油を流しますと、ポットバーナの余熱で暖められた灯油に一度に火がついて炎が高く上昇することがあり危険です。

灯油が自然に切れて消火し、再点火するとき

1.油量調節ダイヤルを「消火」にし、運転スイッチを切ってください。
2.給油して、ストーブが冷却していることを確かめてから、
3.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせ、運転スイッチを入れてください。
このとき必ずヒータランプが点灯していることを確かめてください。
ヒータランプが点灯していない場合は、油たまりとなりますので、油量調節ダイヤルを一旦「消火」にし、ヒータランプが点灯したら、油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせてください。

ポットバーナに油をためてしまったとき

●消火しているときに油量調節ダイヤルをうっかり開きっぱなしにすると、ポットバーナに灯油がたまります。
このまま点火すると異常燃焼したり、点火不良となります。
ボロ布などでポットバーナ内の灯油をふきとってから点火してください。（16ページ「ポットバーナの掃除」参照）

●ポットバーナに油がたまったことに気づかないで点火したときは、ポットにたまった灯油が燃えつきるまで炎が大きくなって燃焼します。
このようなときはすぐ油量調節ダイヤルを「消火」に合わせ、たまった灯油が燃えきって正常火力にもどるまでそのままお待ちください。
正常火力になったら油量調節ダイヤルを希望の目盛に合わせてください。

使用上の注意

⚠警告 ストーブを使用している気密のよい部屋で換気扇は使用しないでください。（室内の気圧が負圧となり煙突からの排ガスが逆流したり、瞬時消火し再点火したりすることがあり危険です。）

⚠注意 煙突は、高温です。やけどに注意してください。

●初めてご使用になるときは、ポットバーナに灯油が流れ出るまでに時間がかかり、着火が遅れます。

●初めてご使用になるときは、ストーブの中の送油管に灯油がみたされておりませんので炎が立ち消えになることがありますが、この場合は一旦「消火」して、ポットバーナが十分冷却するのを待ってからもう一度点火してください。（ヒータランプ点灯確認）

●初めてご使用になるときは、耐熱塗料などが焼けて煙と臭いがでます。しばらくの間、部屋の窓を開けて換気してください。

●煙突の設置が正しくない場合や、燃焼用送風機にほこりがつまった場合、煙突が逆風を受けるとストーブが爆発燃焼することがあります。このようなとき、燃焼筒ふたは爆発の圧力を逃がす役目をしますので、ふたの上にはやかんなどを載せないでください。

●ストーブや煙突には床暖房用の熱交換器などを取り付けないでください。
ストーブや煙突に熱交換器などを取り付けると排ガスの水分が結露しやすくなり、結露水が凍結して煙突を塞ぎ、不完全燃焼や排ガスが室内にもれる原因となり危険です。
又、ストーブの寿命を短くする原因にもなります。

●天板ガードは、地震などにより可燃物が落下したときなどに火災を防止するためのものです。
やむをえず取りはずした場合は、必ずもとの状態に取り付けておいてください。

6. 安全装置

対震自動消火装置

地震や強い衝撃を受けたときに作動して、自動的に消火します。

作動後は油量調節ダイヤルを「消火」に合わせてから対震自動消火装置セットレバーをセットし、ポットバーナが冷却してヒータランプが点灯したら、油量調節ダイヤルを「小」に合わせて使用してください。

停電安全装置

停電や電源プラグが抜けたときは自動的に安全油量に切り替わり、自然通気で燃焼します。

煙突の高さが標準寸法以下（28ページ参照）の場合はうまく燃えませんので消火してください。

通電後は自動的に油量調節ダイヤルの火力で強制通気燃焼にもどります。

7.日常の点検・手入れ

点検、手入れのときの注意

点検・手入れは消火後、ポットバーナが冷却してから、必ず電源プラグをコンセントから抜いて行ってください。

⚠注意 電気部品の分解や市販品との交換は絶対にしないでください。

点検、手入れの必要項目、時期、方法

周辺の可燃物（使用ごと）

⚠注意 ストーブの周辺は、常に整理・掃除し、燃えやすいものを置かないでください。

ほこり・汚れ（使用ごと）

●ほこりや汚れをそのままにしておきますと、油がしみたりして危険です。
ストーブはいつも清潔にしてご使用ください。

油もれ・油のたまり・油のにじみ（使用ごと）

●置台・油タンクに油もれ・油のたまりや油のにじみがないか、ときどき点検してください。
又、給油の際にこぼれた灯油は、よくふきとってください。
●油もれのある場合は、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。

ゴム製送油管の点検・交換の目安（シーズンの初め）

●ゴム製送油管は、ひび割れやふくれがないかときどき点検してください。
異常のある場合は、交換してください。

油タンク（シーズンの初め、適時）

●油タンク内は水やごみがたまりやすいものです。給油のとき、点検してください。
油タンク内の水抜き、ストレーナ（ろ網）の掃除は、油タンク付属の取扱説明書にしたがって行ってください。

煙突及びトップの周囲（シーズンの初め、適時）

●煙突の接続部、煙突トップのはずれがないかを点検してください。煙突が腐食したり、穴があいたりしていると、危険ですので新しいものと交換してください。

●煙突の近くには、燃えやすいものを置かないでください。

●煙突内は結露で生じた水滴が凍ってつまると危険です。点火時に、煙突のつなぎ目やストーブより異常な煙が出たら消火して、煙突内部を点検してください。

油量調節器のストレーナの掃除（適時）

●油量調節器には、水分やごみを除くためのストレーナがついています。
水やごみがたまると、灯油の流れを妨げて、十分な火力が出なくなります。
シーズンの終わりには、次のように掃除してください。

1. 油タンクの送油バルブを閉じてください。
2. ストレーナの掃除口に荷札などの厚紙を差し込んで、油ガイドを作り、その下に容器を置いてストレーナの止めねじをゆるめてはずしてください。
油量調節器の汚れた灯油やごみが全部流れ出ます。

3. こし網を取り出して、きれいな灯油の中ですすぎ洗いをしてください。（水で洗わないでください。）

組み立てるときは

●ストレーナゴムパッキンを忘れないようにしてください。

●ストレーナを逆に入れないでください。

●ストレーナの止めねじを、固く締め付けてください。

●油もれがないか確かめてください。

点検、手入れの必要項目、時期、方法

■燃焼用送風機の掃除（年1回以上）

●燃焼用送風機ファンにごみやほこりがたまると、送風力が弱くなり燃焼が悪くなったり、音が大きくなってくることがあります。このようなときには、燃焼用送風機ファンのほこりを取り除いてください。

ファンカバーをはずしブラシなどで静かにほこりを取り除いてください。

●掃除終了後は、ファンカバーは、必ずもとどおりに取り付けてください。

●燃焼用送風機ファンに力を加えますと、曲りや傾きを生じて、回転のときに音が出ますので力を加えぬようにしてください。

■点火ヒータの点検（シーズンの初め）

●点火ヒータや点火しんにすすが付着しますと、赤熱が低下したり、油の吸上げが悪くなったりして点火しにくくなり、着火不良の原因になります。
点火ヒータの脱着は入念に行う必要がありますので（燃焼用空気の気密性保持のため）、必ずお買い求めの販売店に依頼してください。

ポットバーナの掃除（適時）

●ポットバーナにすすがついて、炎の形が不揃いになったときや、ポットバーナの底にすすやカスがたまりすぎて着火がおそくなったときは、次のようにしてすすを取り除いてください。

1.天板ガードをはずし、燃焼筒ふたをはずしてください。

2.燃焼リングを取り出してください。

3.点火ヒータ、点火しんをいためないように、ポットバーナ内部のすすをドライバーなどでかき落としてから、布などでふきとってください。

掃除が終わりましたら、もとどおり正しく組み立ててください。

●組み立てのとき燃焼リングは上下逆に入れないよう注意してください。「うえ」の刻印を確かめてください。
●ポットバーナ、燃焼リングを損傷したまま使用しますと、燃焼が悪くなります。ドライバーなどでつついてみて穴があいたり、欠けた場合は新しいものと交換してください。

7.日常の点検・手入れ

点検、手入れの必要項目、時期、方法

■のぞき窓の掃除（適時）

●煙突の設置不良のときや油量を絞りすぎたとき、あるいは、油たまりをおこしたりしますとのぞき窓がすすけることがあります。
のぞき窓がすすけて炎が見えにくくなったときは、燃焼筒ふたをはずして、のぞき窓をふいてください。

●のぞき窓には、水をかけたり、衝撃を与えたり絶対しないよう注意してください。

8.定期点検

長期間ご使用になりますと、機器の点検が必要です。
２シーズンに１回程度、シーズン終了後などに、お買いあげ店又は、修理資格者〔(財)日本石油燃焼機器保守協会（TEL 03-3499-2928）で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる店などに点検依頼されることをおすすめします。

9.故障・異常の見分け方と処置方法

使用中に異常がありましたら、次表により原因を調べて処置をしてください。
原因のわからないときや、処置のむずかしいときは、お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

現象 ＼ 原因	電源が入らない	点火しない	炎が大きくならない	黒煙を出して燃える	使用中に消火する	油もれがある	においがする	処置方法
点火ヒータの断線		●						販売店に依頼して交換する ポットバーナの灯油を抜く
点火ヒータと点火しんとの位置関係が悪い		●						点火ヒータを確認し修理を依頼する ポットバーナの灯油を抜く
対震自動消火装置が作動した		●						セットレバーを矢印位置にセットする
送油バルブが閉まっている		●			●			開く
ゴム製送油管に空気だまりがある		●	●		●			ゴム製送油管を振る 山形になっているところは平に直す
ゴム製送油管の締付金具がゆるんでいる						●		締め直す
油量調節器の水、ごみの目づまり		●	●		●			送油バルブを締めてストレーナをはずして掃除する 油タンクの水を抜く
油量調節器の故障		●	●	●	●			修理を依頼する
ストーブが傾斜している				●				ストーブを水平に調節する
煙突の横引きが長過ぎる 煙突が短い。煙突が細い				●				煙突設置基準の通り直立部分を増す φ106㎜の煙突を使用する
煙突のドラフトが強過ぎる			●					煙突の高さを調べる ドラフトレギュレータを付ける
煙突工事不適当のため、逆風現象がある					●		●	煙突の取り付けを適正にする
煙突のつまり				●	●		●	煙突を掃除する
燃焼リングの取り付けが悪い				●				正しく取り付ける
燃焼用送風機にほこりがたまって風が弱くなっている				●				燃焼用送風機ファンのほこりをブラシなどで掃除する
サーモスタットの故障		●						販売店に依頼して交換する
運転スイッチの故障	●	●						販売店に依頼して交換する
点火トランスの故障		●						販売店に依頼して交換する
ポットバーナ内にすすがたまっている		●	●	●				ポットバーナ内のすすをとる

10. 部品交換のしかた

⚠注意 不完全な修理、調整は危険ですので、部品の交換、調整が必要の場合には、お買い求めの販売店又は、修理資格者〔(財)日本石油燃焼機器保守協会で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる販売店にご相談ください。

部品交換は コロナ純正部品 とご指定ください。

部品ご入用の際には、コロナ製品取扱販売店で必ずコロナ純正部品とご指定ください。
純正部品以外の部品をご使用になりますと、性能が十分に発揮されないばかりか、ストーブを損傷したり思わぬ事故の原因になります。

11. 保管（長期間使用しない場合）

設置したままで保管する場合や、しまわれるときは、日常の点検・手入れの項を参照し、次の要領で保管してください。

1. 電源プラグをコンセントから抜いてください。

⚠注意 設置したままで保管する場合も必ず、電源プラグは抜いてください。

2. 油タンクの灯油はすっかり出してください。

●中に水分やごみを残したままにしておきますと、油タンクが腐食する原因になります。

3. 油量調節器の中の灯油を抜いてください。

4. 塗装部分は、しめった布で汚れを落としてから、からぶきしてください。

5. 燃焼筒のサビなどがあるところをペーパーで磨き「補修用の塗料」(別売)で塗装してください。

6. 内部のごみやほこりを取り除いてください。

●傾けたり、横倒しの状態では絶対に保管しないでください。
●取扱説明書は大切に保管してください。

12.仕様

形式の呼び		SV-100BDⒶ	
種類		ポット式・屋内用・強制通気形・自然対流形	
点火方式		電気点火式	
使用燃料		灯油（JIS 1号灯油）	
燃焼状態		最大	最小
燃料消費量		1.1L/h	0.18L/h
発熱量		37,940kJ/h (9,060kcal/h)	6,200kJ/h (1,480kcal/h)
熱効率		68%	60%
暖房出力		7.16kW（6,160kcal/h）	1.03kW（890kcal/h）
熱効率	最高	68%（目盛(大)）	
	最低	60%（目盛(微少)）	
標準適室	温暖地	木造 30.0㎡(18畳)まで コンクリート 41.5㎡(25畳)まで	
	寒冷地	木造 31.5㎡(19畳)まで コンクリート 48.0㎡(29畳)まで	
外形寸法		高さ575㎜ 幅538㎜ 奥行383㎜（置台を含む）	
質量		17.2㎏	
電源電圧及び周波数		100V 50/60Hz	
定格消費電力		点火時 85/84W 燃焼時 20/19.5W	
煙突径		106㎜（3寸5分）	
煙突壁貫通部孔径		110㎜	
排気温度		600℃	
安全装置		対震自動消火装置・停電安全装置	
付属品		置台1個、ゴム製送油管1本、ゴム製送油管締付金具2個、天板ガード1個 本体固定金具2個（ねじ2個）	

標準適室は、社団法人・日本ガス石油機器工業会の算定基準によります。

13.アフターサービス

保証について

●このコロナ石油ストーブには保証書がついています。「お買いあげ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、販売店からお受け取りになり、大切に保管してください。
●保証期間はお買いあげいただいた日から１年間です。
●次のような原因による故障及び、事故につきましては、保証の対象になりませんので注意してください。
　■変質灯油や不純灯油など、また灯油以外の燃料使用による故障や事故。
　■誤った使用方法による故障や事故。

修理を依頼されるとき

●本書の「故障・異常の見分け方と処置方法」(18ページ参照）の項にしたがって調べてもよくならないときは、電源プラグを抜いてお買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。
●保証期間中であれば保証書の規定にしたがって無料修理させていただきます。

■保証期間がすぎているときは

●お買い求めの販売店にご相談ください。
修理によって使用できる製品についてはお客様のご要望により有料修理いたします。

■補修用性能部品の最低保有期間

●石油ストーブの補修用性能部品（機能を維持するために必要な部品）の最低保有期間は製造打ち切り後７年です。
●この期間は、通商産業省の指導によるものです。

14.据付け

据付け場所の選定及び据付要領

⚠注意 ストーブの据え付けについては、火災予防条例など各種の規制があります。
販売店・据え付け業者とよく相談することが大切です。

火災予防条例

⚠注意 油タンクの設置、取り扱い、煙突の取り付けについては各地区の火災予防条例にしたがってください。

電気配線

- 電源プラグは、必ず適正配線された単相100Vのコンセントに差し込んでください。
- 運転時の電源が90V以下及び、110Vを超える場合は、故障の原因になることがあります。
この場合は、電力会社の指定工事店に依頼して、対策してください。

標準据付け例

据付け工事後の確認

1.ストーブは丈夫な床面に置台を使用して据え付けられ、周辺の可燃物からの距離は十分ですか。
2.煙突は、風や振動などで倒れないように、固定されていますか。
3.煙突の貫通部及び、周囲は基準の寸法が守られていますか。
4.油タンクとストーブの距離は２ｍ以上離れていますか。
5.使用中電源プラグがはずれることはないですか。又、電源コードが煙突などの高温部にふれることはないですか。
6.電源コンセントは適切な位置にありますか。

●ストーブに付属しているゴム製送油管以外は、使用しないでください。
●ゴム製送油管は屋外で使用しないでください。

試 運 転

運転準備

●油タンクに給油し、送油経路の空気抜きをしてください。
●送油経路やストーブより油もれがないか確かめてください。
●電源プラグをコンセントに差し込んでください。
●安全装置をセットしてください。
（対震自動消火装置のセット
油量調節器リセットレバーのセット）
●油量調節ダイヤルは「消火」に合わせておいてください。

運転

1.油タンクの送油バルブを開いてください。

2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせます。

3.運転スイッチ「入」を押してください。ヒータランプが点灯してヒータが赤熱し、しばらくすると着火します。

●初めてお使いになるときは、ストーブ内の送油管に灯油がみたされておりませんので、炎が立ち消えることがあります。この場合は、一旦消火して、冷えるのを待ってからもう一度点火してください。

4.ヒータランプ消灯後、油量調節ダイヤルを目盛「微少」から「大」の間で調節し、火力が変化することを確かめてください。

●初めてお使いになるときは、耐熱塗料などが焼付くまで煙と臭いがでます。しばらくの間、窓をあけて部屋の換気を行ってください。

●ドラフトの関係で炎は多少変化することがありますが異常ではありません。

（炎が片燃えなどする場合は、煙突の設置状態などを確認してください。）

5.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。
火が消えたことを確かめポットバーナが冷却してから、運転スイッチ「切」を押してください。
油タンクの送油バルブを閉じてください。

●消火後は必ず運転スイッチを切ってください。「入」のままにしておきますとしばらくしてヒータランプが点灯し、点火ヒータが赤熱したままとなります。

工事編

1.開こん

梱包箱には、次の付属品が入っていますので確認してください。

部品名	個数	用途
置台	1	ストーブの下に敷く
ゴム製送油管	1	油タンクとストーブとの接続
ゴム製送油管締付金具	2	ゴム製送油管接続部の締め付け
天板ガード	1	上面板の上に取り付ける
本体固定金具（ねじ2個）	2	ストーブと置台の固定

2.据付け

据付け場所の選定

- ストーブを据え付ける床は、水平でグラグラせぬしっかりした場所を選んでください。
- ストーブと向き合った壁、フスマなどは1m以上離してください。
- マントルピースなどには据え付けないでください。
- 屋外煙突の取り出し口の向きを考慮してください。
- 棚のあるところなど、落下物の恐れがある場所は避けてください。
- 油タンクを設置する場所も考慮し、ストーブと2m以上離してください。
- 電源コンセントの位置を考慮してください。
- ストーブは多量の燃焼用空気が必要です。あまりせまい場所で使用せず、換気しやすい場所で使用してください。
- ストーブを据え付けるとき、風の強い地域では、必ずドラフトレギュレータを取り付けて据え付けてください。
  （ドラフトレギュレータのご購入については、最寄りのコロナ製品取り扱い販売店にご相談ください。）

据付け方法

置台の取付けと水平調節

ストーブの下には必ず置台を使用し、ストーブを水平にし、必ず置台と固定してください。

1. ストーブを側面のねじ取付穴と置台の引掛け部(2箇所)が、一致するように置いてください。

2. 水平器を見ながら4個の調節脚を調節してストーブを水平に据え付けてください。

3. 水平器を真上から見て、赤丸の中におもりがあるとほぼ水平です。

4. 本体固定金具をストーブの側面から、置台の引掛け部に差し込み、付属のねじでストーブに固定してください。固定は、両側面2箇所です。

油タンクの組立てと据付け (別売品)

- 組み立ては油タンク付属の取扱説明書にしたがって行ってください。
- 床置式の油タンクは、たたみ、じゅうたんなどの上に据え付けないでください。
- 油タンクはストーブとの間に防火上有効な壁などがない場合は2m以上離してください。
- 油タンク油面はストーブ本体設置床面より高さを30cmから2m以内で設置してください。
- 油タンクの設置、取り扱いについては、各地区の火災予防条例にしたがってください。

据付け方法

ゴム製送油管の取付け方

●ゴム製送油管に締め付け金具をはめてから、油タンクとストーブのゴム管口に十分押し込み、締め付け金具で強く締め付けてください。
●ストーブに付属している以外のゴム製送油管は使用しないでください。

●ゴム製送油管の途中が山形になったり、もつれたりしていますと、空気がたまって灯油が流れないことがあります。平になるように直してください。
●ゴム製送油管は屋外で使用しないでください。

配線

●電源プラグは、必ず適正配線された単相100Vのコンセントに差し込んでください。
●運転時の電源が90V以下及び、110Vを超える場合は、故障の原因になることがあります。この場合は、電力会社の指定工事店に依頼して、対策してください。

天板ガードの取付け

左図のように天板ガードをストーブ上部の穴2ヵ所に差し込んでください。

3.煙突の取付け

煙突の径

●煙突は、直径106㎜(3寸5分)を使用してください。

横引き、立上がりの標準寸法

●煙突の立上がり、横引きの標準寸法は、立上がり約3.6m(4本)、横引き約1.8m(2本)です。
横引きが標準寸法より長くなる場合は、その長さの½を立上がりに追加してください。

●屋外の立上がり部の下端には、水抜きをつけて雨水が入るのを防いでください。

●横引きは10分の1以上の上り勾配になるようにしてください。

●横引きはできるだけ短くし、ベンド(エビ曲)は3個以下になるようにしてください。
また、露受けアダプター(別売品)などの取り付けもご検討ください。
工事店とよくご相談ください。

●1本の煙突を他のストーブなどと共用することは避けてください。燃焼が悪くなります。

煙突先端(トップ)の位置

●煙突トップは、屋根面から垂直距離60㎝以上離してください。

●煙突トップから水平距離1m以内に隣接家屋などの軒があるときは、さらにそれより、60㎝以上離してください。

●窓などの開口部からは、1m以上離してください。

●煙突トップの位置は建物・立木などの状態をみて、あらゆる方向の風が通り抜ける位置にしてください。

トップの形状

●煙突トップには、逆風防止のための「傾斜H形トップ」を取り付けてください。

可燃物との距離

●煙突は、木材など可燃物から「煙突の取り付け図」に示す距離を必ずとってください。

家屋貫通部の注意

●煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は必ずめがね石を使用してください。

●小屋裏、天井裏などにある部分は金属以外の不燃材料で防火上有効な被覆を行ってください。

●可燃性の壁・天井・小屋裏・天井裏などを貫通する部分及び、その付近では煙突の接続はしないでください。

煙突の固定

●煙突は、風や振動などで倒れないよう支え金具や支え線などで固定してください。
煙突は、1.5〜2mおきに固定金具で固定し、自重を支える部分は支え又は、吊り金具で堅固に支持してください。

ドラフトレギュレータ（別売品）

●風の強い地域及び、煙突がやむをえず極端に高くなる場合は、ダブルドラフトレギュレータ(DR-1)を使用してください。

集合煙突を利用する場合のご注意

●集合煙突に差し込む先端は左図のようにしてください。

●2つ以上のストーブを使用するときは、横引部分の長い方を上にしてください。

●集合煙突を利用する場合は、設置方法などについて必ず専門業者にご相談してください。

条例に関する事項

⚠注意 煙突の取り付けについては、各地区の火災予防条例にしたがってください。

煙突の取付け図

（煙突の先端から水平距離1m以内に建物の軒がある場合は、その軒から60cm以上高くすること。
煙突の先端から1m以内に建物の開口部(窓)がないこと。）

●※印寸法は、煙突が本体から1.8mを越える場合は15cm以上。
●煙突は、固定金具で1.5～2m間隔に固定すること。
●設置の場合は当該地区の火災予防条例にしたがってください。
●風の強い地域では、必ず、ドラフトレギュレータを取り付けてください。
●結露水が出る場合には、露受けアダプターを取り付け排出した結露水は、容器に受けてください。
（結露防止のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、2m以内にしてください。）

結露水の処理

●煙突の横引き部に結露水が出る場合は、別売の露受けアダプター(USB-1)又、集合煙突の凍結防止には煙突凍結防止ヒータ(USB-3)をご使用ください。
販売店にご相談ください。

4.煙突の点検

取り付けが終わりましたら、もう一度点検してください。
次の図のような取り付けは危険であったり、不完全燃焼をおこすおそれがありますので、必ず修正してください。

●めがね石を使用しないで可燃物を貫通

処置：めがね石を入れる。

●うすい断熱材で可燃物を貫通

処置：めがね石を入れる。

●めがね石を入れても、可燃性の壁材がめがね石をおおうような取り付け方

処置：壁より厚いめがね石に交換し、めがね石部の壁材を取り除く。

●トップが突き出したまま又は、トップが軒下

処置：トップを軒先より60cm以上高くする。

●直角曲がり部で差し込みすぎ

処置：正しい位置まで抜き、動かないように固定する。

●横引きが下り勾配又は、下向き曲がり

処置：上り勾配に直す。

●煙突を床上又は、床下をはわせる

処置：正しく取り付け直す。

●煙突なしで使用する

処置：正しく屋外まで煙突をたてる。

お客様ご相談窓口一覧表

修理サービスや製品についてのご相談は機種名をご確認の上、お買いあげの販売店または下記のご相談窓口にご依頼ください。

ご転居やご贈答品などでお困りの場合は、下記のお近くの窓口にご相談ください。
名称、所在地、電話番号は、変更する場合がありますのでご了承ください。

地区	名称	所在地	〒	TEL
北海道地区	札幌支店	札幌市白石区平和通16丁目南1-19	〒003	TEL(011)864－0440(代表)
	札幌サービスセンター	TEL(011)864－6180	お客様相談窓口	TEL(011)864－6631
	函館営業所	函館市亀田中野町6-30	〒041	TEL(0138)46－2228(代表)
	旭川営業所	旭川市永山6条6丁目	〒079	TEL(0166)47－2906(代表)
	帯広営業所	帯広市西四条南2丁目	〒080	TEL(0155)25－7548(代表)
	釧路営業所	釧路市中園町2-5	〒085	TEL(0154)24－4191(代表)
	北見営業所	北見市美芳町9-1-30	〒090	TEL(0157)26－2103(代表)
東北地区	青森支店	青森市古館大柳55-1	〒030	TEL(0177)42－8255(代表)
	青森サービスセンター	青森市古館大柳55-1	〒030	TEL(0177)43－2971(代表)
	秋田営業所	秋田市泉金の町2-2	〒010	TEL(0188)64－5671(代表)
	八戸営業所	八戸市売市字売市55	〒031	TEL(0178)24－5289(代表)
	弘前営業所	弘前市田園1-2-1	〒036	TEL(0172)28－3910(代表)
	仙台支店	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983	TEL(022)235－3181(代表)
	仙台サービスセンター	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983	TEL(022)235－3198(代表)
	郡山営業所	郡山市鳴神1-24	〒963-02	TEL(0249)52－6955(代表)
	山形営業所	山形市南原町3-7-11	〒990	TEL(0236)42－3255(代表)
	盛岡営業所	盛岡市門2-1-42	〒020	TEL(0196)22－4791(代表)
	いわき出張所	いわき市好間町下好間字渋井14-1	〒970-11	TEL(0246)36－7870(代表)
	水沢出張所	水沢市佐倉河字後樋108-3	〒023	TEL(0197)25－4835(代表)
	庄内出張所	酒田市坂野辺新田藤山183-1	〒998-01	TEL(0234)31－0571(代表)
関東地区	東京支店	北区豊島8-4-8	〒114	TEL(03)3927－1151(代表)
	東京サービスセンター	北区豊島8-4-8	〒114	TEL(03)3911－1131(代表)
	水戸営業所	水戸市見川町2131-926	〒310	TEL(0292)41－2172(代表)
	千葉営業所	千葉市花見川区幕張本郷4-7-2	〒262	TEL(043)274－1145(代表)
	大宮営業所	大宮市吉野町1-332-6	〒330	TEL(048)651－1231(代表)
	つくば出張所	つくば市松代4-9-16	〒305	TEL(0298)56－5585(代表)
	横浜支店	横浜市戸塚区原宿町1137-7	〒245	TEL(045)852－4008(代表)
	横浜サービスセンター	横浜市戸塚区原宿町1137-7	〒245	TEL(045)852－4802(代表)
	立川営業所	立川市西砂町1-66-13	〒190	TEL(0425)31－4271(代表)
	甲府出張所	中巨摩郡竜王町名取370-1　山中ビル1F	〒400-01	TEL(0552)79－5121(代表)
	高崎支店	高崎市問屋町西1-3-22	〒370	TEL(0273)61－4806(代表)
	高崎サービスセンター	高崎市問屋町西1-3-22	〒370	TEL(0273)63－8955(代表)
	宇都宮営業所	宇都宮市簗瀬町2313	〒321	TEL(0286)32－5105(代表)
	太田営業所	太田市高林東町2375	〒373	TEL(0276)38－6571(代表)
信越・北陸地区	新潟支店	三条市曲渕3-2-15	〒955	TEL(0256)32－2121(代表)
	三条サービスセンター	三条市曲渕3-2-15	〒955	TEL(0256)32－2129(代表)
	新潟東営業所	新潟市江南1-6-41	〒950	TEL(025)286－9131(代表)
	長野営業所	長野市大豆島5312	〒381	TEL(0262)21－5111(代表)
	上越営業所	新井市上百々貫田100	〒944	TEL(0255)73－7511(代表)
	松本営業所	松本市征矢5824-2	〒399	TEL(0263)26－0051(代表)
	上田出張所	上田市国分1-3-28　城満ビル1F	〒386	TEL(0268)26－5011(代表)
	金沢支店	金沢市古府1-203	〒920-03	TEL(0762)40－0567(代表)
	金沢サービスセンター	金沢市古府1-203	〒920-03	TEL(0762)40－8055(代表)
	富山営業所	富山市大泉東町1-4-16　稲場ビル1F	〒939	TEL(0764)22－0567(代表)
	福井営業所	福井市和田東1-607	〒910	TEL(0776)23－0567(代表)
東海地区	名古屋支店	名古屋市港区入場1-1903	〒455	TEL(052)383－3330(代表)
	名古屋サービスセンター	名古屋市港区入場1-1901	〒455	TEL(052)384－5670(代表)
	静岡営業所	静岡市高松2-15-30	〒422	TEL(054)238－0005(代表)
	岐阜営業所	岐阜市蔵前3-2-17	〒500	TEL(0582)47－3661(代表)
	津営業所	津市高茶屋小森町3103-1	〒514	TEL(0592)34－8471(代表)
	浜松出張所	浜松市小池町2548-4	〒435	TEL(053)460－5676(代表)
	沼津出張所	沼津市神田町7-26	〒410	TEL(0559)24－0010(代表)
	岡崎出張所	岡崎市大平町沢渡49	〒444	TEL(0564)25－0275(代表)
近畿・四国地区	大阪支店	吹田市南金田1-8-47	〒564	TEL(06)380－2111(代表)
	大阪サービスセンター	吹田市南金田1-8-47	〒564	TEL(06)386－5670(代表)
	高松営業所	高松市上福岡町2015-3	〒760	TEL(0878)35－1711(代表)
	京都営業所	京都市伏見区竹田中島町14	〒612	TEL(075)643－2002(代表)
	姫路営業所	姫路市飾磨区構4-33	〒672	TEL(0792)34－2911(代表)
	彦根営業所	彦根市正法寺町南出78	〒522	TEL(0749)24－6239(代表)
	高知出張所	高知市鴨部276	〒780	TEL(0888)40－1400(代表)
	徳島出張所	徳島市名東町3-257-1	〒770	TEL(0886)31－4048(代表)
	福知山出張所	福知山市和久市町308	〒620	TEL(0773)22－0827(代表)
	松山出張所	松山市東長戸4-5-38	〒791	TEL(0899)27－1654(代表)
	豊岡出張所	豊岡市幸町4-4	〒668	TEL(0796)24－4107(代表)
中国地区	広島支店	広島市安佐南区祇園町南下安700	〒731-01	TEL(082)871－3310(代表)
	広島サービスセンター	広島市安佐南区祇園町南下安700	〒731-01	TEL(082)871－3315(代表)
	岡山営業所	岡山市辰巳35-103	〒700	TEL(086)243－7751(代表)
	米子営業所	米子市日久美町235-1	〒683	TEL(0859)33－8157(代表)
	徳山営業所	徳山市楠木町1-9-25	〒745	TEL(0834)28－8637(代表)
	福山出張所	福山市春日町5-6-37	〒721	TEL(0849)45－2367(代表)
	出雲出張所	出雲市塩冶町978　大賀ビル1F	〒693	TEL(0853)21－8898(代表)
九州地区	福岡支店	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812	TEL(092)474－5771(代表)
	福岡サービスセンター	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812	TEL(092)474－6001(代表)
	北九州営業所	北九州市小倉北区愛宕2-6-4	〒803	TEL(093)592－8611(代表)
	鹿児島営業所	鹿児島市田上7-16-5	〒890	TEL(0992)81－1321(代表)
	熊本営業所	熊本市健軍1-31-7	〒862	TEL(096)367－7361(代表)
	長崎営業所	西彼杵郡時津町元村郷1202-2	〒851-21	TEL(0958)82－7710(代表)
	宮崎営業所	宮崎市霧島3-59-2	〒880	TEL(0985)29－1680(代表)
	大分出張所	大分市東浜1-13-16	〒870	TEL(0975)58－1030(代表)
沖縄地区	沖縄出張所	浦添市大平392-1	〒901-21	TEL(098)879－0677(代表)

本社 工場	三条市東新保7-7	〒955	TEL(0256)32－2111(大代表)
柏崎工場	柏崎市宝町2-58	〒945	TEL(0257)23－5175(代表)
長岡工場	長岡市下条町鳥ノ浦1069	〒940-11	TEL(0258)22－2121(代表)

IJ

株式会社コロナ

206WA0009－０１２３　dsp 7